

議案第 30 号

多可町障害者総合支援協議会条例の制定について

多可町障害者総合支援協議会条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町障害者総合支援協議会条例

平成 年 月 日

条例 第 号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、多可町障害者総合支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務
- (2) 障害者総合支援法第89条の3第2項に規定する事項を処理すること。
- (3) 障害者総合支援法第88条第8項及び第9項に規定する事項を処理すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第18条第1項に規定する事項を処理すること。

2 協議会は、障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 指定相談支援事業者から推薦を受けた者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者から推薦を受けた者
- (3) 障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)及びその家族
- (4) 障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく町障害者計画及び障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく町障害福祉計画の策定及び進行管理について調査審議するため、協議会に計画検討部会を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、特定の事項について調査審議するため、協議会に部会を置くことができる。
- 3 前2項の部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。